

Ⅷ 平成29年度以降のやまがた緑環境税制度のあり方

1 やまがた緑環境税の必要性

これまで、荒廃の恐れのある人工林 39,000ha や活力が低下している里山林 93,000ha のうち県民生活に影響が大きい保全上重要とされる森林を対象に、当初目標 11,600ha を上回る整備を行ってきましたが、この 10 年間手入れができなかった森林や新たに整備が必要となった森林、治山事業では森林整備ができない保安林など、未だ荒廃の恐れのある森林が人工林で約 3 万 ha、里山林で約 9 万 ha 残されています。

このことから、これらの森林を対象に山地災害防止や水源かん養など森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、緊急性や県民生活への影響などを勘案しながら、災害に強い森林整備や水源林の保全などを優先的、重点的に整備を行っていく必要があると考えています。

また、県民参加の森づくり活動については、県民参加の森づくり参加者数が目標の 10 万人／年を超えることが見込まれ、森づくり活動や森林環境教育の取組みを通して、地域活動の活性化や子どもたちの森林や自然環境の重要性に対する理解が深まるなど、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成が図られてきています。

しかしながら、その取組みはまだ十分とは言えず、森づくり団体や市町村からも、森づくり活動に対する支援の継続要望が多数寄せられています。

県民の意識調査では、県民・県内法人の約 8 割がやまがた緑環境税の継続に賛成しており、また、県民の約半数が荒廃森林の整備をやまがた緑環境税の重要な使途として認識しています。さらに、森林の有する県土保全等の公益的機能、特に災害防止や地球温暖化の防止、水源かん養についての期待が高い状況にあり、これに応えることのできる森林整備が求められています。

やまがた緑環境税を活用した 9 年間の取り組みについては、一定の成果があったものの、森林環境の保全を林業の生産活動だけに依存することは、税創設時と同様に困難な状況にあります。

このため、やまがた緑環境税条例に定められた「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を県民の理解と協力の下、やまがた緑県民会議の御意見等も踏まえながら、これまでの対策を引き続き実施していくとともに新たな課題に対する対応も加味した対策を推進していくため、平成 29 年度以降もやまがた緑環境税の継続が必要であると考えます。

2 税額・税率

県内には、未だ約 12 万 ha に及ぶ多くの荒廃の恐れのある森林が残されており、できるだけ効果的かつ短期間にその解消を進めていく必要があります。また、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成も未だ十分とは言えず、森づくり活動への支援や森林の重要性に関する普及啓発も継続していく必要があります。

県民の意識調査によれば、現行の税額・税率への賛成意見が、個人の約 6 割、法人の約 5 割と最も多い結果となっています。

このことから、平成 29 年度以降の税額・税率は、現行を維持することが妥当と考えますが、なお、今後行う所要額の試算結果なども踏まえながら、やまがた緑県民会議等で広く議論していただく必要があると考えます。